

令和5年7月24日

令和4年度 特別の教育課程の実施状況等について

東京都		
学校名	管理機関名	設置者の別
東京都北区立東十条小学校	東京都北区教育委員会	公立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学校名	特別の教育課程の編成の方針等の公表URL
東京都北区立東十条小学校	https://www.city.kita.tokyo.jp/gakkoshien/kosodate/shogakko/gakkojoho/kuritsu/higashi/mokuhyo.html

※必要に応じて行を追加すること。

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学校名	自己評価結果の公表URL	学校関係者評価結果の公表URL
東京都北区立東十条小学校	https://www.city.kita.tokyo.jp/gakkoshien/kosodate/shogakko/gakkojoho/kuritsu/higashi/documents/r5kaiyo.pdf	

※必要に応じて行を追加すること。

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- 計画通り実施できている
- ・一部、計画通り実施できていない
 - ・ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

※(1)で「一部、計画通り実施できていない」又は「ほとんど計画通り実施できていない」を選択した場合は、必ず記載する。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- 実施している
- ・実施していない

<特記事項>

年度最初の保護者会において、校長による学校経営方針の説明を行い、本校の教育活動の特色について理解していただいている。学校ホームページでも学習内容を公開している。また年度末に児童及び保護者に海育科に関するアンケートをとり、結果をホームページに掲載している。

学校公開で「海育」での学習発表も行っている。さらに学習した内容を掲示物として他学年や来校者に見ていただけるように校内環境を整えている。

3. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

本校では、毎年、教材等の定着化・継続化を行うとともに、改善・工夫を行い、海に対する関心を高め、知識を定着させ、自らの考えを形成させる手立てを講じてきた。第4～6学年の海育科の実践に加え、第1～3学年でも海に関わる授業実践を行ってきた。社会の持続可能な発展を牽引するための多様な力を伸ばすために、海育科に取り組むことによりSDGsで掲げる「14海の豊かさを守ろう」も見据えながら、海に対する関心や、海の環境保全に関わろうとする態度の育成を目指してきた。また、与論3小学校児童等との交流も生かし、環境や環境問題に関心をもち、持続可能な社会の構築を目指して、環境への責任ある行動を取ることでできる研究を進めてきた。

その成果は令和4年度のアンケート結果から見る事ができる。海や海の生物に対する関心をもって学習に取り組めた児童は、第1～3学年で92.2%、第4～6学年で98.2%となっている。

令和4年度は感染対策のため中止としたが、令和3年度には、姉妹校盟約記念事業の一環として、本校から第5・6学年の代表児童が与論島に訪問し、現地で豊かな海を体験する活動を実施した。帰校後には全校児童に向けて体験したことや、海の美しさと大切さを伝える報告する機会を設け、海に関する関心を高められたと考える。これは本校の特色をいかした海洋教育の成果であるとも言える。また第3学年では、国語科と関連させ、総合的な学習で「海について調べよう」という単元を設定し、自分が興味のある事柄について調べ、まとめる学習を行った。これをきっかけとして、海の恵みが自分たちに大きく関わり、生活を豊かにしてくれていることに気付かせることができた。本格的に海育科が始まる第4学年での学習に向けて意欲を高めることができたと考える。

問題の解決に向けた学習の取り組み方についての質問では、令和4年度は前年度と同様、約95%が「できた」と回答した。(4～6年生においては約99%)これは本校の校内研究主題である問題解決的な学び方が海育科の学習にも影響し、より効果的な学習が実践できているということの表れであると考えられる。

保護者に対するアンケート結果を見ると、第4～6学年の保護者の92%、第1～3学年の保護者の86%が学習により海への関心が高まったと回答した。一昨年度8割程度にとどまった第1～3学年の結果に比べると、上昇が見られる。学習内容について、今後も保護者及び地域住民、その他の関係者に対する情報提供を充実させていきたい。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

本特例は、学校教育法 第二章第二十一条二項の「自然体験活動の促進、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」三項「我が国の郷土の現状と歴史についての正しい理解」を踏まえて目標を設定し、取り組んでいる。（「4. 課題の改善のための取組の方向性」に具体的に記述。）北区基礎基本定着度調査の結果を見ても、効果が上がっていることが明らかである。（2～5年生は全教科全観点で目標値と同程度か上回る）しかし6学年では理科の知識・技能において目標値を下回っており、今後は学校教育法第二章第二十一条七項「生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する」についても力を入れて取り組んでいく必要がある。

4. 課題の改善のための取組の方向性

- 毎年度、以下の海育科の目標を確認し、取組を進めていく。
 1. 海に対する関心をもち、親しみを育てる。
 2. 私たちの生活が、歴史や文化、科学技術の面で海と深く関わっており切り離せないことを理解する。
 3. 我が国の成り立ちを考え、私たちの社会が長らえるためには海を持続的に利用し、そのためには海洋環境の保護が必要であることを理解する。
 4. 海の学びを通して、海と関わる自己の生き方についての考えを深める。
- 全校児童が、より海に親しみをもち、海との関わりについて主体的に考えることができるようにしていく。そのために、与論との交流とともに、岩井自然体験教室において、海育科に関する学習を継続して行ってきた。海が近くにある地域に生活する人々との交流や、実際の海での活動などを今後も推進していく。
- 学習内容と単元計画のさらなる充実を図るとともに、指導教員の海に関わる諸課題についてより確かな知識を身に付けていく。そのために、引き続きお茶の水女子大学サイエンス&エデュケーションセンターや館山市にある湾岸生物教育研究センターとの連携・協力を図りながら取組むとともに、海洋教育パイオニアスクールプログラムに参加し、充実を図る。
- 保護者や地域の方々に、どんな意図でどんな学習を行い、どんな成果が得られたのかを公表する手だてを工夫していく。特に1～3年生の海に関する学習について周知することで、本校の特色ある教育活動がより充実していくと考える。